

札幌市若者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月10日

札幌市長 秋元克彦



札幌市規則第36号

札幌市若者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市若者支援施設条例施行規則（平成24年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表2 札幌市宮の沢若者活動センターの表移動式音響設備セットの項中「DVDプレイヤー1台、MDプレイヤー1台、カセットデッキ1台、S-VHS/DVビデオデッキ」を「ブルーレイプレイヤー1台、CDプレイヤー」に改め、同表移動式映像設備セットBの項中「200インチ」を「120インチ」に改め、同表あそびの森音響設備セットの項中「DVD/LDプレイヤー1台、カセットデッキ1台、デジタルビデオデッキ」を「ブルーレイプレイヤー1台、CDプレイヤー」に改め、同表あそびの森プラズマディスプレイの項中「50型」を「55型」に改め、同表体育室スピーカーセットの項を削り、同表体育室音響設備セットの項中「600」を「1,100」に、「1,200」を「2,200」に、「DVD/LDプレイヤー1台、MDプレイヤー1台、カセットデッキ1台、デジタルビデオデッキ」を「ブルーレイプレイヤー1台、CDプレイヤー」に改め、「実物投影装置1台」の次に「、PA架1台、スピーカー6台」を加え、同表追加設備の項マイクロホンの目中

「

1本	100	200	ダイナミック型
1本	200	400	コンデンサー型

を

「

1本	100	200	ダイナミック型
----	-----	-----	---------

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2 札幌市宮の沢若者活動センターの表の規定は、この規則の施行の日以後の備付物件の使用に係る使用料について適用する。